市内宿泊事業者の水道料金の減額の取り扱いについて

柳川市水道事業給水条例第31条第2項の規定に基づき、次のとおり水道料金の減額を実施するものとする。

1 減額が必要な特別の理由

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出され、福岡県は令和2年4月7日から5月6日までを緊急事態措置を実施すべき期間とされ、5月4日には、その期間が5月31日まで延長された。その後、福岡県は5月14日に宣言が解除されたところであるが、感染防止対策については気を緩めることなく継続して取り組む必要がある。

このような中、安心して柳川観光に来ていただけるよう観光客の感染防止対策を市として推進するため、柳川観光を支える柱の一つである宿泊事業者が取り組む感染防止対策を支援するため、水道料金の一部を減額するものとする。

2 対象事業者

令和2年4月1日現在で、市内にある旅館及びホテル(以下「ホテル等」 という。)を運営している事業者。ただし、次のいずれかに該当する施設を 運営している事業者を除く。

ア 研修施設、福利厚生施設、ラブホテル等または同様の形態で営業を行っている施設

イ 柳川市ホテルの誘致に関する条例第3条第1項第4号に基づき現に水 道料金の2分の1を減免されている施設

3 対象とする水道料金

対象事業者が運営するホテル等とそれに付帯する駐車場等で使用される 水道の水道料金のうち、令和2年6月請求分から令和3年3月請求分まで を対象とする。

なお、令和3年3月以前に対象事業者がホテル等を廃業した場合は、廃業 の日までに使用した水道に係る水道料金を対象とする。

4 減免する額

各月の水道料金の2分の1額。ただし、当該2分の1額が15万円を超える場合は、15万円とする。